**世羅町持続化給付金チェックリスト**

□世羅町持続化給付金給付申請書

□確定申告書（税務署の収受印または受信通知）

□収支決算書（個人：青色申告者は決算書の1面及び2面）

（法人：法人事業概況説明書）

□対象月の月間事業収入がわかるもの

□申請者名義の振込先口座の通帳の写（表紙をめくった次の頁）

□本人確認書類（個人のみ）

一　運転免許証（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）

二　個人番号カード（オモテ面のみ）

三　写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）

四　在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留資格特別永住者に限定）（両面）

五　上記一から四を保有していない場合、住民票の控及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方又は住民票の控及び各種健康保険証（両面）の両方

□令和2年中の対象月が含まれている申告書及び収支決算書等　【給付後】

確認事項

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の給付の申請から、給付金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。